

## 宮城県水産業クマ被害防止対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、クマによる内水面魚類養殖業者等の安全対策及び内水面養魚場等の養殖魚の被害軽減を図るため、事業実施主体が行う水産業クマ被害防止対策事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において水産業クマ被害防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費、補助率、事業実施主体は、別表のとおりとする。

2 本補助金以外の国、県及び市町村の補助金等の対象となった経費等については、補助対象経費から除くものとする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者

4 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

### (交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施主体の納税証明書（税目は全ての県税。ただし、補助対象者等が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
- (3) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (4) 経費にかかる見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあってはこの限りではない。
- イ 補助事業に要する経費の30パーセント以内の変更である場合
  - ロ 補助事業に要する経費の減額である場合
  - ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期日内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとし、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日、又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第3第2項のただし書きの規定により補助金を算出した場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 事業実施主体が支出した経費にかかる納品書、請求書及び支出を証する書類の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前項のただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第11 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定前着手)

第12 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に着手する必要がある場合には、知事に対して、交付決定前着手届(様式第10号)を提出するものとする。

(書類の提出部数)

第13 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

別表

補助対象経費	<p>侵入防止柵（電気柵）等の整備、緩衝帯の設置、放任果樹の除去など出没防止対策及びクマ対策資材の購入等に係る経費</p> <p>① 出没防止対策費：侵入防止柵（電気柵）等の購入、緩衝帯の設置、放任果樹の除去に係る経費</p> <p>② クマ対策資材費：クマ対策に必要な資材（クマ撃退スプレー、笛（ホイッスル）、クマ避け鈴、爆竹、狩猟用ナイフ等）の購入等に係る経費</p> <p>③ その他：事業実施に必要と知事が認める経費</p> <p>※令和7年4月1日以降に導入した経費及び県内の生産施設において活用するための経費に限る。</p> <p>※本補助金以外の国、県及び市町村の補助金等の対象となった経費については、補助対象経費から除くものとする。</p>
補助率	1／2以内
事業実施主体	<p>○内水面漁業協同組合</p> <p>○県内に事業所（支店也可）を有し、内水面魚類養殖業を営む個人または法人</p> <p>○さけふ化団体</p> <p>○その他知事が特に認めたもの</p>